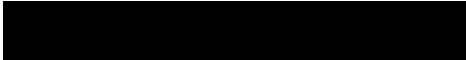
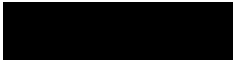


【紹介議員追加】 請願文書表変更

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年11月1日 第26号
件 名	建築基準法42条2項道路等に対する禁煙掲示の 路面印刷費用の全額補助に関する請願
請 願 者	 
紹介議員	たかはま なおき 金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区では、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」を定め、令和2年7月1日から、文京区内全域の屋外の公共の場所での喫煙を禁止としています。しかし、本条例では、公共の場所を、「国又は地方公共団体が所有し、占有し、又は管理する区内の道路、公園、児童遊園、遊び場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）」と定義しており、建築基準法42条2項道路（一般的に「私道」と呼ばれる道路）等は条例の対象外です。

そのため、駅に通じる人通りの多い道に接続する私道部分等では、通勤時間帯等を中心に、私道部分でたばこを吸っておられる区民等が恒常的に存在する現実があります。

これらの区民等への対応として、喫煙マナーの向上を謳う路面シート、看板またはプレート等の啓発物による注意喚起を文京区では行っており、掲示への協力を希望する区民等に、環境政策課窓口や各地域活動センターでこれらの啓発物を配布しています。しかし、掲示は私有地内に限定されていて電柱や道路標識等の公共物には掲示できないこと、及び、都道や区道にある啓発物と比べて小さく掲示されている箇所が少ないこと等の理由から、啓発効果が薄く、残念ながら効果は限定的なようです。

加えて、掲示者に対する一部の悪質な喫煙者による嫌がらせ（啓発物、若しくは啓発物を掲示する壁等への意図的な破損・汚損、掲示している私有地内への吸い殻の投げ込み等）等が強く懸念されることから、啓発物の掲示を躊躇する区民らも多く、近所や町会内で啓発物の掲示に対する足並みが揃いにくいといった問題点もあります。例えば、本年10月の事例ですが、環境政策課のご指導の下、ステッカー型の啓発物を店頭に掲示してくださった店舗が根津駅前にございました。しかし、1週間もしないうちに撤去されました。啓発物に対する破損行為等が残念ながらあったようで、みかねた店員の方がお店の外観等の観点からやむなく撤去されたそうです。また、当該店舗の前の緑色のガードレールには、括りつける形の啓発物が予てより2つありました。しかし、その一方が同時期に破損されたようで、現在は括りつけるための樹脂製のバンドのみが残っている状態となっています。

以上のような問題点や受動喫煙防止策を強化する今般の社会的な流れ（例：東海道・山陽・九州新幹線の喫煙室が来春から全廃される）等を踏まえ、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」の一層の浸透、及び、遵守を促す観点から、より啓発効果が高く、高耐久で破損・汚損にも強く、掲示希望者が特定されにくい、道路面に印刷する方式の啓発表示の一層の区内での普及を図ることを企図して、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 現在は国又は地方公共団体が所有する道路に対してのみ行われている、路上喫煙等を禁じる啓発文言等の道路面への印刷対象を、建築基準法42条2項道路等にも拡充するように区に、はたらきかけること。ただし、印刷対象となる土地（複数の筆にまたがって印刷する場合は全ての筆）の所有権者の全員が同意する場合に限る。
- 2 それらの印刷工事を文京区にて行う、もしくは費用全額を文京区が助成するものとし、道路の所有権者が費用負担をすることがないように配慮するよう、区にはたらきかけること（細街路拡幅整備事業の助成金及び奨励金等と同様の扱い）。